

○不服申立てをすることができない処分

法に基づく処分については、次のものをのぞき、行政不服審査法上の不服申立てをすることができる

(土地区画整理法第127条、法第127条の2、行政不服審査法第5条)

- ①組合設立の認可 (事業計画の決定に先立って組合を設立する場合を除く。)、事業計画の認可又は定款若しくは事業計画の変更の認可 (組合施行の場合)
- ②施行の認可、規準又は事業計画の変更の認可 (区画整理会社施行の場合)
- ③事業計画の決定又は変更 (地方公共団体又は国土交通大臣の施行の場合)
- ④設計の概要の認可又はその変更の認可 (地方公共団体施行の場合)
- ⑤施行規程及び事業計画の認可又はその変更の認可 (機構等施行の場合)
- ⑥施行規程又は事業計画に係る意見書不採択の通知
- ⑦換地計画に係る意見書不採択の通知